会 議 録

会	議の名称	2023年 第5回 春日部市農業委員会総会			
月日		Λ. Τ. Τ. Τ. Π. Ο. Ε. Π. (Δt)	開 会 午前10時00分		
開	催日時	令和5年5月25日(木)	閉 会 午前11時04分		
開	催場所	春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室			
議	長 氏 名	会長 齋藤 千松			
		(出席人数:16人)			
		2 小川 利雄	11 上原 美子		
		3 市川 大倫	12 水口 健二		
		4 新井 久義	13 山﨑 勇喜		
		5 萩原 勝	14 大塚 房男		
		6 池上 茂	15 飯島 優子		
		7 川鍋 浩之	17 伊藤 弘子		
	農業委員	8 岡本 勉	18 栗原 健次		
		9 横井 貞夫	19 齋藤 千松		
出					
席		(欠席人数:1人)			
		1 鈴木 宏			
者					
自		(出席人数:5人)			
		農業委員会事務局長	農業委員会事務局次長		
		新井 義宣	金子 昌行		
	事務局	農地振興担当主幹	農地振興担当主査		
		三浦 邦明	渡部 大輔		
		農地振興担当主事			
		加藤 祐一			
		(出席人数:2人)			
	議事参与	都市整備部参事兼開発調整課長	農業振興課長		
		関 祐作	舟田 由彦		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会):公開			
		日程2 農地法第4条(知事):公開			
		日程3 農地法第5条(知事):公開			
		日程4 生産緑地法従事者証明:公開			

		2 / 19		
		農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について : 公開		
	日程6 名	合和6年度農林関係税制改正に関する要望について:公開		
	日程7 生	生産緑地の取得斡旋について:公開		
	日程8 :	2022年度推進委員等最適化活動の点検・評価に		
	_	ついて:公開		
	□ 要綱第:	3条第1号該当:		
一部公開・非公開の	□ 要綱第3条第2号該当:			
場合はその理由	□ 要綱第3条第3号該当:			
	□ 要綱第:	3条第4号該当:		
配 布 資 料	次第、総会資料			
	□録音テ	ープ等を使用した全文記録		
会議録の作成方法	■ 録音テープ等を使用した要点記録			
	□ 要点記録			
	議席番号	委員氏名		
	1 2	水口 健二		
会議録署名の指定	1 3	山﨑 勇喜		
	1 4	大塚 房男		

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項		
議長	ただ今から2023年第5回総会を開会いたします。		
	在任委員16名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第		
	6条の規定により総会は成立いたします。なお、国の新型コロナウイルス感		
	染対策の緩和に伴い、報告を要する案件のある担当地区の推進委員について		
	は、今回より総会への参加をお願いしております。		
	また、本日は議事参与者としまして、市長部局より都市整備部開発調整課		
	関祐作参事と環境経済部農業振興課 舟田由彦課長が出席しております。 		
議長	次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。		
委員長	本日9時15分から運営委員会を開催いたしました。		
	会議の内容ですが、議題として		
	(1)農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について(回答)		
	(2) 令和6年度農林関係税制改正に関する要望について(回答)		
	(3) 生産緑地の取得斡旋について(回答)		
	(4) 4年度の最適化活動の点検・評価シートへの意見について		
	(5)春日部市農用地利用集積計画の決定について(依頼)		
	(6)生産緑地の取得斡旋について(依頼)		
	(7)農委だより第37号(案)について		
	(8)緑の募金について		
	(9) 視察研修について N		
	以上、9項目について協議しました。 		
議長	ありがとうございました。		
議長	本日の議題は、		
	日程1 議案第1号、農地法第3条(委員会)1議案3件		
	日程2 議案第2号、農地法第4条(知事)1議案1件		
	日程3 議案第3号、農地法第5条(知事)1議案3件		
	日程4 議案第4号、生産緑地法従事者証明 1議案1件		
	日程5 議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見に		
	ついて 1議案1件		
	日程6 議案第6号、令和6年度農林関係税制改正に関する要望について		
	1議案1件		
	日程7 議案第7号、生産緑地の取得斡旋について 1議案3件		
	日程8 議案第8号、2022年度推進委員等の最適化活動の点検・評価		
	について 1議案1件		

合計8議案となります。

なお、日程3 議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号34番は、議 案書発送後に取下げがありましたので欠番となります。議案書から削除をお 願いいたします。

議長

次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号12番水口健二委員、13番山﨑勇喜委員、14番 大塚房男委員を指名いたします。

議長

議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の 説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

議長

それでは議事にはいります。日程1、議案第1号、農地法第3条(委員会)を議題といたします。申請番号19番から21番について会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。

事務局

議案書1頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条(委員会)について、許可申請が3件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、申請番号19番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。申請法人は、市内にある食品加工会社の子会社です。他市町で農業経営を行っていることから、該当する農業委員会に経営状況を確認したところ、農地を自作しているとのことです。申請地は、遊休農地のため、1年目は作付けを行わず農地整備を行い、2年目以降、小松菜や赤カブの作付けを行うとのことです。収穫した野菜は親会社に納め、漬物に加工する、とのことです。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。なお、申請法人は、農地所有適格法人の要件を満たしているため、農地法第3条第4項に規定される「市長への通知」は不要となっております。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号20番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号21番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は、

経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、はじめに、申請番号19番から21番について担当地区 の横川浩之推進委員より意見を求めます。

委員

申請番号19番について報告いたします。令和5年5月12日午前9時30分より、水口農業委員、池上農業委員、石井推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、申請地は雑草及び雑木が繁茂しており、長年の間、所有者が遊休農地として放置していた農地と聞いております。そこで、今回の申請人が農地を取得することで適正な農地に改善し、作付け等を行う見込みもあれば遊休農地の解消にもつながるもの、と考えられれば問題なしと意見を述べ、報告といたします

次に、申請番号20番、21番については譲受人が同一なので一括して報告いたします。調査日時等は先ほど説明したとおりです。申請地、及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、田植が済んでおり、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番 川鍋 浩之委員より申請番号19番から21番の事前審査の報告を求めます。

委員

はじめに、申請番号19番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は雑草及び雑木が繁茂しており、長年の間、所有者が遊休農地として放置していた農地との報告がありました。しかしながら、先程の推進委員の報告にもありましたとおり、今回の申請人が農地を取得することで適正な農地に改善され、作付け等を行っていくのであれば、遊休農地の解消にもつながるもの、と考えることも可能だと考えております。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可と決しました。

次に、申請番号20番、21番について一括して事前審査の報告をします。 日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地 について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2 条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されてい る、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委 員5人の合議により許可と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号19番から21番を事前審査委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)申請番号1 9番から21番を事前審査委員の報告のとおり許可と決しました。

議長

次に、日程2、議案第2号、農地法第4条(知事)を議題といたします。 会議規則第19条第3項により申請番号3番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書2頁をご覧ください。議案第2号、農地法第4条(知事)について、 許可申請が1件ありましたので、審議を求めます。

申請番号3番、詳細は議案書記載のとおり。申請理由は道路敷地並びに宅地の追認です。昭和45年以前から利用している道路並びに農業用物置の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。申請地には建造物が見受けられ、昭和45年10月31日撮影の航空写真と変化がありません。農用地からの除外については、平成27年6月4日決裁の当初除外済の証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、工事不要のため、ありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10~クタール以上であり、第1種農地と考えます。

議長

次に、申請番号3番について担当地区の古谷勇推進委員より意見を求めます。

委員

申請番号3番について報告いたします。令和5年5月11日に、横井農業委員、岡本農業委員、伊藤農業委員、田口推進委員、新井推進委員、上原推進委員、事務局職員1名及び私の8名で申請地、及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、保有農地については適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、申請地にある建物等は豚舎で使用されていた形跡があり、現在は農機具等が収容されていることが確認できました。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号8番岡本勉委員より申 請番号3番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号3番について事前審査の報告いたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号3番を 事前審査委員の報告のとおり、許可相当とすることに、賛成の委員の起立を 求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第4条(知事)、申請番号3 番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当と決定しました。

議長

次に、日程3、議案第2号、農地法第5条(知事)を議題といたします。 会議規則第19条第3項により申請番号31番から33番について事務局 より説明を求めます。

事務局

議案書3頁をご覧ください。議案第3号、農地法第5条(知事)について、 許可申請が3件ありましたので、審議を求めます。 はじめに申請番号31番、詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。しかし、排水管の一部を申請地以外の農地に設置する計画のため、その部分についても、農地法上の許可申請が必要になります。現在、事務局から代理人に指導を行っていますが、5月25日時点では、申請はありません。資金計画については、金融機関からの融資で、住宅ローン仮承認通知が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発事業の申請がされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号32番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は 自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のた めの自己用住宅に該当します。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。 現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和5年 1月13日付け自己専用住宅で公告済の証明書が添付されています。農地の 転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続 道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロック を設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処 理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関並び に親族からの融資で、金融機関からの融資については住宅ローン事前申込結 果が、親族からの融資については融資する者の金融機関の残高証明書が添付 されています。しかし、住宅ローンの借受人が譲受人の父親名義となってお り、このローンの資金については、父親から譲受人に対する融資に関しての 資料が提出されておりません。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を 伴うため、本申請と同時に開発事業の申請がされています。申請書は整い、 農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種 農地と考えます。

次に、申請番号33番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置は既存の住宅と隣接している部分については、既にコンクリートブロックが

設置されており、西側の農地と隣接している部分については、新たにコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区発行の排水放流許可書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン本申込結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発事業の申請がされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10~クタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号31番について、担当地区の遠藤貞夫推進委員より意見を 求めます。

委員

申請番号31番について報告いたします。令和5年5月15日に、市川農業委員、上原農業委員、大塚推進委員及び私の4名で申請地、及び申請人保有農地の現地調査等を実施しました。うち1筆は作付けがされていますが、保有農地全体として背丈の低い草が繁茂しておりました。そのうち2か所については違反が認められました。1か所目はコンクリートの板が数十枚敷き詰められ、駐車場のような使われ方をしておりました。2か所目は小屋が建てられ、ゴミ袋が山のように積まれていました。このようなことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったため、問題ありと意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。はじめに、議席番号8番岡本勉 委員より申請番号31番から32番の事前審査の報告を求めます。

委員

はじめに、申請番号31番について事前審査の報告をいたします。日時、 事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めた ところ、申請人保有農地について、農地法の許可を得ずに駐車場として利用 している農地や小屋が建てられ、ゴミ袋が山のように積まれている農地があ る、との報告を受けました。また、本案件の計画では、申請地以外の農地に 排水管を通す計画となっておりますが、その部分についても、農地法の許可 を得る必要があると考えています。しかしながら、事務局の説明にもありま したとおり、未だに許可申請は出されておりません。以上のことから、事前 審査委員5人の合議により不許可相当、と決しました。

次に、申請番号32番について報告いたします。現地調査の結果、申請農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、資金力の根拠資料となる住宅ローン事前申し込み結

果では、住宅ローンの借受人が譲受人の父親名義となっており、確実に資金が確保できるのか、父親から資金の提供を受けることができるのか確認ができず、譲受人の資金力には疑問が残ります。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当とし、ただし埼玉県の審査にあたっては、本案件における譲受人の資金力の精査をすることを条件に付すことと決しました。

議長

次に、議席番号12番水口健二委員より申請番号33番の事前審査の報告 を求めます。

委員

申請番号33番について事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号31番について、事前審査委員より不許可相当とし、申請番号32番について、許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。よって、はじめに申請番号31番を次に、申請番号32番を、次に、申請番号33番を別々に審議することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号31番を事前審査委員の報告のとおり、不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号31 番を不許可相当とし、県知事に送付いたします。

次に、申請番号32番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とし、ただ し意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号32 番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して、県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号33番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすること に、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号33 番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。

議長

次に、日程4、議案第4号、生産緑地法従事者証明を議題といたします。 会議規則第19条第3項により、申請番号3番について、事務局より説明を 求めます。

事務局

議案書の5頁をご覧ください。議案第4号、生産緑地法従事者証明について、証明願が1件ありましたので、審議を求めます。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき、農業の主たる従事者としての要件を満たしていることを証明するものです。

申請番号3番、特定生産緑地第10号地区の全部です。詳細は議案書のとおり。案内図は17頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、令和5年4月5日に死亡したことにより、申請人が、農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。

議長

次に、申請番号3番について担当地区の遠藤貞夫推進委員より意見を求めます。

委員

申請番号3番について報告いたします。令和5年5月15日に、市川農業委員、上原農業委員、大塚推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番 水口 健二委員より申請番号3番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号3番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により証明する、と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号3番を 事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第4号、生産緑地法従事者証明、申請番号3 番について証明書を発行することと決しました。

議長

次に日程5 議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書6頁をご覧ください。議案第5号、春日部市農用地利用集積等促進 計画(案)に関する意見について、ご説明いたします。

この、農用地利用集積等促進計画は、令和5年4月1日から施行された農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、農地中間管理権が設定された農地を耕作者に賃借権の設定等を行う場合は、今までの農用地利用配分計画ではなく、農用地利用集積等促進計画を作成して行うこととなりました。

農業委員会が行う役割について、今までの配分計画との変更点をご説明いたします。追加資料の農用地利用集積等促進計画(案)に関する調査書の2ページ目をお開きください。市町村は『必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする』と規定され、農業委員会が意見を求められた場合は、法18条第5項第2号及び第3号に規定されている要件を確認した上で市長に対し、意見を提出することになります。

次に、確認をする要件の内容ですが、

- ① 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全て を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること(第 18条第5項第2号イ)
- ② 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に 常時従事すると認められること(第18条第5項第2号ロ)
- ③ (①と②の要件に当てはまらない場合) 権利設定等を受ける者が 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ 安定的に農業経営を行うと見込まれること(第18条第5項第3号イ)
- ④ (①と②の要件に当てはまらない場合) 権利設定等を受ける法人の 業務執行役員等のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜 の事業に常時従事すると認められること(第18条第5項第3号ロ) を案件ごとに確認をするようになります。

なお、今後、全耕作要件については、総会前に委員の皆様に確認をいただ くことになるかと考えております。追加資料と併せて、議案書り頁をご覧く ださい。今回の案件で中間管理機構から賃借権の設定を受ける者は、本年3 月に新規就農を希望し、営農計画書等の提出を行った者でございます。

次に、議案書10頁及び11頁の営農計画書の写しをご覧ください。賃借 権の設定を受ける者の情報でございます。この者は、市内の農業者の下で2 年間実地研修を行っており、就農後はイチゴ、ミニトマト、ニンニクなどを 作付けする予定、とのことです。これらの計画書を含む書類審査と、5月1 1日木曜日に開催した地元農業委員推進委員との顔合わせと意見交換を行 ったほか、5月19日金曜日に農業委員会、県農林振興センター、農業振興 課が出席した聴き取り会を開催した結果、新規就農者として認め、先ほど説 明をした法18条第5項第2号の要件についても問題がないことを確認し ております。以上のことから、議案書11頁のとおり特になし、として回答 してよいか、ご審議お願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、農 用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について、原案のとおり決定す ることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

起立全員です。よって、議案第5号農用地利用集積等促進計画(案)に関

議長

議長

する意見について、原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

議長

次に、日程6、議案第6号、令和6年度農林関係税制改正に関する要望について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書13頁をご覧ください。議案第6号、令和6年度農林関係税制改正に関する要望について、埼玉県農業会議から意見の取りまとめと報告を求められたので、審議を求めるものです。4月25日に農業委員に配布したところ、5月11日までにさまざまな意見が寄せられたので、事務局で集約いたしました。主な意見は3点でございます。ご説明いたします。議案書14頁をご覧ください。1点めは「農地中間管理権の取得による特例措置」についてです。内容は、農地中間管理機構への貸付けによる農地利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農業振興地域内に所有する全農地、10a未満の自作地を残した全農地を、新たに、まとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額を2分の1に軽減する措置、軽減期間は貸付期間15年以上で5年間、10年以上で3年間、引き続き延長することでございます。この要望を行う理由でございますが、14頁中段にありますとおり、今年から始まる地域計画策定において、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿の実現に向け、農地中間管理事業の活用は必須になると考えているため、でございます。

次に議案書15頁をご覧ください。2点めは「農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減」についてです。内容は、農地中間管理機構が農業経営基盤強化促進法第7条第1項に規定する農地売買等事業により、農用地区域内の農用地等を取得した場合には、当該土地の所有権移転登記に係る登録免許税の税率は、取得後1年以内に登記を受けるものに限り1000分の10とする軽減措置を引き続き延長することでございます。この要望を行う理由でございますが、15頁中段にありますとおり、地域計画策定において、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿の実現に向け、農地中間管理事業の活用が必須となり、担い手が機構から農地を取得する際の費用負担の軽減を図る本特例措置を今後も必要と考えているためでございます。

次に議案書16頁をご覧ください。3点めは「軽油引取税の課税免除の特例措置」についてです。内容は、農業用機械等の動力源に供する経由に係る軽油引取税の課税免除の特例措置を更に3年延長を要望するものでございます。この要望を行う理由でございますが、議案書16頁中段にありますとおり、軽油は農業生産を行う上で、必要不可欠な生産資材であることから、特例措置を延長することにより、農業者の生産コスト負担を軽減し、経営安定を図る必要があり、「今後、地域計画の策定により農地集積が一層進むこ

とが予想され、担い手の作付け規模が大きくなること」「燃料費は年々上昇 していること」「以上のことから、特例措置の延長は必要だと考えているた め」でございます。

以上の理由から、議案書14頁から16頁の案のとおり報告してよいか、 ご審議お願いいたします。

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 議長

(質問、意見なし)

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号、令 和6年度農林関係税制改正に関する要望について、原案のとおり決定するこ とに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第6号、令和6年度農林関係税制改正に関す る要望について、原案のとおり決定し、一般社団法人埼玉県農業会議に報告 いたします。

次に、日程7、議案第7号、生産緑地の取得斡旋について、を議題といた 議長 します。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

> 議案書の21頁をご覧ください。議案第7号、生産緑地の取得斡旋につい て、斡旋依頼が3件あったので、審議を求めます。生産緑地法第13条の規 定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、 農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、 依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農 地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理すること が義務付けられています。この3件については、春日部市長より令和5年3 月30日付けにて、当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員 に斡旋のお願いと、5月24日まで市ホームページにも公開しましたが、共 に申出はありませんでした。よって、議案書22頁のとおり「買取希望の申 出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

事務局

議長

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号、生産緑地の取得斡旋について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第7号、生産緑地の取得斡旋について、原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

議長

次に、日程8、議案第8号、2022年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

議長

議案書24頁をご覧ください。議案第8号、2022年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、ご説明いたします。これは「農業委員会による最適化活動の推進等について」(ガイドライン)令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知等に基づき、最適化活動の点検・評価を行う必要があり、最適化活動を行う推進委員等から提出のあった自己の点検・評価のシートについて、農業委員会の意見を求めるものです。議案書とは別に郵送しましたA3の別紙資料をご覧ください。昨年度行っていただいた最適化活動の自己・評価を、先日、農業委員、推進委員の皆様が行い、右下にある「活動実績」「成果実績」にご記入いただいたほか、シート左側の「2農業委員会による点検・評価」には活動日数や農地集積・遊休農地の解消等の実績を踏まえ、点数化した上で「全体としての評語」を事務局が記入しております。これらのシートについて、農業委員会からご意見があれば、シート下段中央の「総会で出された意見」を記入することとなります。委員の皆様におかれましては、ご意見があればお願いしたいと考えております。

議長

これより意見を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員

はい議長。

議長

横井委員、発言を許します。

委員

議席番号9番、横井です。議案第8号について意見を述べたいと思います。 私も含め、最適化活動は意識していたものの、委員の皆様が総じて活動日数 目標を達成できなかったことは残念な点かと思います。ただし、他の委員さ んの話をうかがうと、普段の農業や生活の中では、地域の農業者との交流や 農地の見回りなどは行っているが、なかなか活動記録に記入する習慣がつか ず、結果的に日数に数えられないことが多かった、とのことです。特に地域 の農業者との交流では、農業を担っている方の心身の状況や、貸したい・売 りたいなどの経営の意向を耳にすることも大変多かったので、それらを記録 することは大事だと思います。また、農地の見回りでは、今まで耕作を行っ ていた農地が急に不耕作となったりするのを発見するとき、農業が続けられ なかった理由を考えたり、誰か担い手がいないかどうか考えたりすることも あります。これら地域で見聞きしたことは、今年から策定が始まる地域計画 において、10年後の地域の姿を描くためのきっかけとなる大事な情報であ ると考えております。このことから、「来年度は地域計画の策定に役立てる ため、活動記録をしっかり記載し、活動日数を達成すること」と意見を付け たいと考えております。

議長

ありがとうございました。他に意見を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員はい議長。

議長 新井委員、発言を許します。

委員

議案第8号について、私も意見を述べたいと思います。横井委員がおっしゃるとおり、活動日数目標が達成できなかったことは残念なことと思っております。しかしながら、多くの地区で目標を超える遊休農地の解消ができていることや、新規参入の促進活動、具体的には参入希望者からの相談対応や聴き取り会に参加されていたり、相談会に参加した委員さんがいらしたり、参入後のフォローを行っている委員さんが多くいらっしゃることがわかりました。このようなことを行ってきたことは評価すべきだと思いますし、総会の意見としてあげたほうがいいかと考えています。うまくまとまりませんが、「今年の活動を高く評価し、今後も遊休農地の解消や新規参入の促進には力を入れてほしい」ということを意見として加えてほしいと考えています。

議長

ありがとうございました。他に意見を求めます。発言のある方は挙手願います。

(意見なし)

議長

意見なしと認め、意見の発言を終結します。採決にはいります。議案第8

号、2022年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、発言のありました2つの意見を付けることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第8号、2022年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、発言のありましたとおり意見を付けることといたします。

議長次に、

日程9 報告第1号「農地法第3条の3 (相続等による権利移動)」

日程10 報告第2号「農地法第4条(届出)」

日程11 報告第3号「農地法第5条(届出)」

日程12 報告第4号「農地法第18条(通知)」

日程13 報告第5号「違反転用事案報告」

につきましては、議案書の25頁から31頁にお示しのとおりです。

議長 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長 次に、その他でございますが、何かありますか。

議長 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しの

とおりです。

議長本目の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長 以上をもちまして、2023年第5回総会を閉会いたします。

閉会(午前11時04分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。
令和 年 月 日
署名者の職・氏名
議 長 <u>会長</u>
農業委員番
農業委員番
農業委員番